資 料 編

田辺市子ども読書活動推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 田辺市における子どもの読書活動の推進を図るため、田辺市子ども読書活動推進懇話会 (以下「懇話会」という。)を置く。

(月 的)

第2条 懇話会は、田辺市内の子どもの読書活動を推進していくための、施策・活動のあり方を 含め、「基本的な計画」の策定について必要な事項を審議し、その結果について教育委員会 に報告するものとする。

(組 織)

- 第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。
 - 2 委員は、子どもの読書活動推進に関しすぐれた見識を有する者のうちから、教育長が委嘱する。
 - 3 委員は、前条の規定により審議結果を報告したときは、その任を解かれるものとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 2 会長は、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて召集し、その議長となる。
 - 2 会長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇話会の庶務は、市立図書館に置く。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

田辺市子ども読書活動推進懇話会委員名簿

(任期:平成21年8月1日~平成22年3月31日)

委員名	所属
会長 二葉 昌彦	田辺市公民館連絡協議会
副会長 高垣 恵子	田辺市幼稚園園長会
竹邉 礼子	田辺市小中学校校長会
川口 節子	田辺市学校図書館研究会
木下 郁子	田辺市教育研究所
中元 眞理子	田辺市保育所所長会
宮崎貴子	県立神島高等学校
竹邉 敦子	ひまわり 中辺路
早田貴子	ぽかぽかサークル
柏木 多美男	田辺市立図書館協議会

田辺市子ども読書活動推進計画策定委員名簿

玉井 朋子	学校教育課指導係指導主事
山崎が代	子育て推進課保育係指導主事
三栖 隆成	生涯学習課公民館係係長
松原 淳	田辺市立図書館館長
太田 雄司	田辺市立図書館次長
仲 道子	田辺市立図書館司書係係長
志波 達也	田辺市立図書館司書係主査

教育関係公共施設

		郵便番号	所在地	電話
【保育所】				
田辺市立	牟 婁 保育所	646-0054	江川16-1	0739-22-3020
11	みどり 保育所	0038	末広町7-22	22-3246
11	もとまち保育所	0050	天神崎3-28	24-6062
11	はやざと保育所	0056	芳養町1774-9	25-0263
11	まろみ 保育所	0003	中万呂6	24-0003
11	稲 成 保育所	0051	稲成町701-22	24-4570
11	日 向 保育所	0101	上芳養992-1	37-0014
11	秋津川 保育所	0102	秋津川639	36-0243
11	湯ノ又 保育園	645-0524	龍神村湯ノ又200-3	79-0120
11	東 保育園	645-0414	龍神村東193	78-0399
11	柳 瀬 保育園	645-0417	龍神村柳瀬18-4	77-0914
11	甲斐ノ川保育園	645-0302	龍神村甲斐ノ川443	77-0364
11	くりすがわ保育園	646-1421	中辺路町栗栖川 483-1	64-0113
11	ちかの 保育園	1402	中辺路町近露1181	65-0204
11	あゆかわ保育園	1101	鮎川2596-1	48-0153
11	とみさと保育園	1213	下川下969-4	63-0517
11	ひまわり保育園	647-1741	本宮町大居3368	0735-43-0213
11	たんぽぽ保育園	647-1704	本宮町耳打490	0735-42-0323
【幼稚園】				
田辺市立	新 庄 幼稚園	646-0011	新庄町1437	0739-22-3826
11	三 栖 幼稚園	0215	中三栖147-5	34-0104
11	上秋津 幼稚園	0001	上秋津4524-4	35-0330
11	中芳養 幼稚園	0057	中芳養1870-1	24-0510
【小学校】		040 0000		0700 00 5405
田辺市立	田辺第一小学校	646-0036	上屋敷一丁目2-1	0739-22-5135
11	田辺第二小学校	0031	湊562	22-6427
11	田辺第三小学校	0061	上の山二丁目6-10	22-0466
11	芳 養 小学校	0063	芳養松原二丁目18-36	22-1422
11	大 坊 小学校	0056	芳養町3944	22-2504
11	稲 成 小学校	0051	稲成町780	22-0682
11	会 津 小学校	0004	下万呂59-1	22-1164
11	新 庄 小学校	0011	新庄町2300	22-1604
11	新庄第二小学校	0011	新庄町3193	22-1644
11	三栖小学校	0215	中三栖2095	34-0004
11	長 野 小学校	0213	長野641	34-0034

 パ 伏菟野 小学校 リ 上秋津 小学校 リ 大瀬津 小学校 リ 秋津川 小学校 リ 大瀬津川 小学校 リ 大瀬津川 小学校 リ 上芳養 小学校 リ 中芳養 小学校 リ 中芳養 小学校 リ 田辺東部小学校 リ 田辺東部小学校 リ 上山路 小学校 リ 中山路 小学校 リ 中山路 小学校 リ 中山路 小学校 日45-0414 前神村瀬浦1086-1 リ 保楽 小学校 日45-0301 前神村福井1024 東栖川 小学校 日46-1421 中辺路町栗栖川78 36-0044 35-0014 35-0014 35-0014 35-0014 35-0014 36-0044 36-0044 35-0014 36-0044 35-0014 36-0044 35-0014 36-0044 36-0044 35-0014 36-0044 36-0044 35-0014 37-0224 25-2580 79-0255 78-0015 78-0015 645-0301 前神村福井1024 77-0015 64-0241 	_
 パ 秋津川 小学校 り102 秋津川683 36-0351 17 上芳養 小学校 0101 上芳養3334 07-0224 17 中芳養 小学校 18 15 18 神 小学校 19 日辺東部小学校 10 日辺東部小学校 10 日辺東部小学校 11 日辺東部小学校 12 日辺東部小学校 11 日辺東部小学校 12 日辺東部小学校 11 日辺東部小学校 12 日辺東部小学校 11 日辺東部小学校 12 日本 日本	_
 パ 上芳養 小学校 の101 上芳養3334 の57 中芳養1815 の22-3876 の101 上芳養3334 中芳養 小学校 の057 中芳養1815 市新万28-1 25-2580 市 神 小学校 の101 上芳養3334 市 神 万28-1 市 神 小学校 の101 上芳養3334 市 神 八学校 日辺東部小学校 日辺東部小学校 日辺東部小学校 日本 小学校 日本 中本 中本	-
 リ 中芳養 小学校 OO57 中芳養1815 22-3876 リ 田辺東部小学校 OO13 南新万28-1 25-2580 リ 龍 神 小学校 645-0524 龍神村湯ノ又68 79-0255 リ 上山路 小学校 645-0414 龍神村東528 78-0011 リ 中山路 小学校 645-0417 龍神村柳瀬1086-1 78-0044 リ 咲 楽 小学校 645-0301 龍神村福井1024 77-0015 	
 川 田辺東部小学校 OO13 南新万28-1 25-2580 川 龍 神 小学校 645-0524 龍神村湯ノ又68 79-0255 川 上山路 小学校 645-0414 龍神村東528 78-0011 川 中山路 小学校 645-0417 龍神村柳瀬1086-1 78-0044 川 咲 楽 小学校 645-0301 龍神村福井1024 77-0015 	
 パ 龍神 小学校 645-0524 龍神村湯ノ又68 79-0255 パ 上山路 小学校 645-0414 龍神村東528 78-0011 パ 中山路 小学校 645-0417 龍神村柳瀬1086-1 78-0044 パ 咲 楽 小学校 645-0301 龍神村福井1024 77-0015 	
 パ 上山路 小学校 パ 中山路 小学校 パ 中山路 小学校 645-0414 龍神村東528 78-0011 78-0044 78-0044 78-0044 77-0015 	
 パ 中山路 小学校 645-0417 龍神村柳瀬1086-1 78-0044 パ 咲 楽 小学校 645-0301 龍神村福井1024 77-0015 	
// 咲 楽 小学校 645-O3O1 龍神村福井1 O 2 4 77-OO15	
// 栗栖川 小学校 646-1421 中辺路町栗栖川78 64-0241	
1)
1402 中辺路町近露1061 65-004C)
リ 鮎 川 小学校 1101 鮎川2580-1 48-0314	-
川 三川 小学校 1338 合川439-1 62-0032	<u>-</u>
川 富 里 小学校 1213 下川下826-1 63-0173	3
川 三 里 小学校 647-1743 本宮町伏拝966 0735-43-(0004
11 本宮 小学校 647-1704 本宮町耳打499 0735-42-(0028
【中学校】	
田辺市立 東 陽 中学校 646-0025 神子浜一丁目4-66 0739-22-6	5149
// 明 洋 中学校 OO58 目良4-1 22-541C)
ル 高 雄 中学校 OO31 湊1372-4 22-5315)
バ 新 庄 中学校 OO11 新庄町2266-2 22-1643	3
バ 衣 笠 中学校 O215 中三栖147-1 34-0014	_
// 長野中学校 O213 長野1401 34-0024	_
// 上秋津 中学校 OOO1 上秋津2263-2 35-0204	_
バ 秋津川 中学校 0102 秋津川652-1 36-0006	6
// 上芳養 中学校 O101 上芳養1483 37-0214	_
n 中芳養 中学校 0057 中芳養273-2 22-3875)
バ 龍 神 中学校 645-O416 龍神村安井1 O 4 8 - 1 78-OO 14	_
// 中辺路 中学校 646-1421 中辺路町栗栖川474-1 64-0243	3
11 近野 中学校 1402 中辺路町近露24-10 65-0004	_
ル 大 塔 中学校 1101 鮎川2588-2 48-0324	_
ル 本 宮 中学校 647-1731 本宮町本宮730 0735-42-0	0273
ル 三 里 中学校 647-1741 本宮町大居1651 0735-43-(0014
和歌山県立 田辺 中学校 646-0024 学園1-71 0739-22-	1880
【高校】	
和歌山県立南部高等学校 645-0416 龍神村安井469 0739-78-0	0155
龍神分校	
11 田辺高等学校 646-0024 学園1-71 22-1880)

リ 田辺工業高等学校	0021	あけぼの51-1	22-3983
リ 神島高等学校	0023	文里二丁目33-12	22-2550
リ 南紀高等学校	0024	学園1-88	22-3776
【児童館】			
田辺市立 芳養児童センター	646-0056	芳養町1725-28	0739-24-5485
田辺市立 末 広 児童館	0038	末広町15-33	23-1892
田辺市立 天 神 児童館	0050	天神崎17-24	24-5323
【公民館】			
田辺市中央公民館	646-0031	湊1619-8	0739-26-4925
リ 東部公民館	0025	神子浜一丁目 4-66	25-0360
ハ 中部公民館	0036	上屋敷一丁目2-1	22-0009
ハ 西部公民館	0050	天神崎11-19	26-4925
			(中央公民館)
ハ 南部公民館	0038	末広町11-3	25-0360
			(東部公民館)
リ 芳養公民館	0056	芳養松原一丁目15-8	22-1429
リ 稲成公民館	0051	稲成町823	26-4925
			(中央公民館)
リ 秋津公民館	0005	秋津町227-30	26-4925
			(中央公民館)
川 万呂公民館	0003	中万呂46-3	25-1554
川 新庄公民館	0011	新庄町2031-3	22-1606
川 三栖公民館	0215	中三栖805	34-0022
川 長野公民館	0213	長野1146-2	34-0022
			(三栖公民館)
川上秋津公民館	0001	上秋津2083-1	35-1022
川 秋津川公民館	0102	秋津川668-1	36-0001
川上芳養公民館	0101	上芳養3165	37-0001
リ中芳養公民館	0057	中芳養1904	22-1423
リンがし公民館	0013	南新万28-1	22-2088
川 龍神公民館	645-0416	龍神村安井1048-6	78-0301
11 中辺路公民館	646-1421	中辺路町栗栖川402-1	64-0504
リ 大塔公民館	646-1101	鮎川2567-1	48-0212
川 本宮公民館	647-1731	本宮町本宮219 	0735-42-1164
【図書館】			
【図書館】 田辺市立図書館	646-0036	 上屋敷二丁目3-43	0739-22-0697
田辺市立図書館 龍神分室	645-0416	上 ^座	78-0301
山松144四百段 馬州公主	040 0410	龍神市民センター内	70 0301
リリングの中辺路分室	646-1421	・	64-0504
一个是四万主	0101721		0 1 0004

			中辺路コミュニティーセンター内	
11	大塔分室	646-1101	鮎川2567-1	48-0212
			大塔行政局内	
11	本宮分室	647-1731	本宮町本宮219	0735-42-1164
			本宮行政局内	

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を統合かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を 学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身 に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆ る機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのた めの環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、 子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が 推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な 役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、 学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努め るものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」とい

- う。)を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動推進に関する施策についての計画(以下「都道府の県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
 - 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう務めなければならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
 - 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

※ 平成13年12月12日公布・施行

田辺市子ども読書活動推進計画(第二次)

平成22年3月発行

発 行:田辺市教育委員会

事務局:田辺市立図書館

イラスト:入口 曜子